

第9回合同部会(4/20)におけるヒアリング結果のまとめ(■:ヒアリング資料での記述、▲:ヒアリング時の質疑応答での発言)

	NTT	KDDI	ソフトバンク	イー・アクセス	ケイ・オプティコム	ジュビターテレコム	テレコムサービス協会
光の道の定義・範囲	<p>■ブロードバンドにより実現したいサービスは何か、その手段としてどのような技術・速度が必要かといった議論が必要。</p> <p>■超高速の定義について、従来の「下りベストエフォート30Mbps以上」とすれば、一部ADSL等も該当することから、利用可能でないエリアは10%未満。「下り100Mbps」とすると、不採算エリアも拡大。「実効速度」や「上りも含む」とした場合、追加コストが更に拡大。</p> <p>▲学校や公共機関は100Mbpsや1Gbpsが必要になると思うが、各家庭100Mbpsが必要不可欠となる時期がいつ来るかはすぐには分からない。</p>	<p>▲2015年ということを考えればすべて光ではない。アクセス系の技術については最終的には光にいくと思うが、それまでの間はいくつかのものが並存してコスト競争でやっていくもの。</p> <p>▲本当に100Mbpsがいるのかについては何とも言えないが、ハイビジョンテレビが1チャンネル見られるという前提で考えれば、ベストエフォートで30Mbpsあればいいというのが一つの基準。</p>	<p>■田舎や離島にも光100%。</p>	<p>■FTTH、ADSL、高速モバイル等、誰でもが何処でも利用シーンに応じてリーズナブルなブロードバンドを選択。</p>	<p>■FTTH、ADSL、CATV、携帯電話等、既に多様化しているアクセス手段から利用者が選択できることが引き続き必要であり、2015年に向けては、まずはFTTH、ADSL、CATV等の既存のブロードバンドサービスの100%普及を目指し、利用者の裾野を広げながら、併せてICT利活用促進等を推進していくことが現実的。</p>	<p>■FTTHやHFC(FTTN)など多様なネットワークによる公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組み合わせるべき。</p> <p>▲FTTHに議論が集中しているのは疑問。CATVでは、上りは現在最大10Mbpsであるが、技術の進歩により120Mbpsも可能。</p>	<p>■原則はFTTH。ただし一般的利用においては当面数十Mbpsで十分であり、無線アクセスでの補完、具体的にはLTEも含めて検討すべき。</p>
整備率「90%→100%」	<p>■不採算エリアの整備については、これまで通り国・自治体が全額コスト負担する公設民営方式が必要。</p> <p>■残り10%を仮に光ファイバで整備すれば需要規模によるが、海底ケーブルの敷設が必要な離島を含めて1.5兆円程度と想定。無線を活用した場合、需要がまばらな地域に、エントランス回線(光ファイバ)に加えて基地局を敷設する必要があり、却ってコスト高になることもある。</p> <p>▲メタルの維持コストに比べて、光の維持コストが圧倒的</p>	<p>■光の道整備は、一層の競争促進により民間主導を進めるべき。</p> <p>■条件不利地域の整備は、公的資金を投入する場合でも公正競争を歪めない形で行うべき。</p>	<p>■光インフラを2015年までに整備する方策は、以下のとおり。</p> <p>①NTT東西を構造分離し、アクセス回線会社を設立し、「光の道」の整備主体とする</p> <p>②メタル維持義務を撤廃し、光の計画的・効率的な整備を可能とする</p> <p>■アクセス回線会社は、計画的・効率的な光インフラ整備を行い、全国でサービスを提供することにより採算性は確保可能であるため、公的資金の投入は不要。</p> <p>■回線料金は、メタルと同じ</p>	<p>■民間で整備できない場合は、公的資金の投入も選択肢に含める必要がある。</p> <p>■公的支援は、NTTの組織形態の在り方とともに検討が必要であり、競争中立性の担保が必要。また、投資の有無、投資額が、国民のコンセンサスや相応の効果を実現するものであることが必要。</p> <p>▲FTTHの接続料を1,394円することについて、ADSLと分離して違うようにしなければならない根拠が分からない。同じような値段にすることでユーザにとっても一番</p>	<p>■民間事業者がインフラ整備を行うことを基本としつつ、民間事業者に対して自治体を通じて公的支援を行いながら、インフラ整備を推進することが必要。</p> <p>■サービス提供を継続するためのランニングコストへの公的支援も必要。</p> <p>■ただし、公的支援に当たっては、競争入札等で民間の創意工夫を引き出し、その規模を最小限にとどめることが肝要。</p> <p>■財源は、短期間での整備を国家目標として捉えるので</p>	<p>■これまでの支援制度によるインフラ構築などが成功していることを踏まえ、下記に留意して公的資金等の投入を行い、計画的な基盤整備を行うべき。</p> <p>・整備を行う特定事業者についてはエリアを行政区域単位とし、既存のCATV事業者や通信事業者、新規参入事業者等、どのようなプレーヤーでも参入可能であること</p> <p>・基盤整備に当たったの助成形態は、行政による助成や自治体が設置した光ファイバをIRUする形態の実績なども</p>	<p>■アクセス網を複数の事業者が多重に投資するのは社会的損失。</p> <p>■政府支援スキームの必要性については移動体通信事業者のLTEの整備計画による。FTTH及びLTEによりカバーできる範囲は政府支援不要。利用できないエリアが残る場合は、政府支援で実現すべき。</p> <p>■未整備エリアにおける整備と運用は現行の基金を財源として推進すべき。従来の基金だけでは不足するため、新たな財源として、ブロードバン</p>

	に安いという指摘について、別途回答を見た上でないと理解しかねるが、保守要員を含めて雇用が維持されるということであれば、コストはそのままスライドするというのが正しい理解。当然保守コストを下げる努力は今後もやっていくが、単純に下がるとは思っていない。		1,400円。 ■光100%整備の敷設費は2.5兆円で10年間のメタル維持にかかる3.9兆円より安い。 ■光導入費用は、12万円から3万円に大幅削減。	使いやすくなる。決めの問題。 ▲アクセス会社は固定だけではなくて無線のための鉄塔も整備。	あれば、公共投資と位置付けられることから、ユニバーサルサービス基金ではなく、国家財源を充当することが適当。 ■道路占用申請等官民間での手続簡素化、ICT化が実施されれば、コストが抑えられることから国民負担も減少し、早期のインフラ整備・利用率向上に資する。 ▲維持等に関する外数コストを織り込むと1,000円台で光ファイバを提供できるかというのは甚だ疑問だらけ。	踏まえ、エリアに適した整理を行うこと ・運用補填を行う場合は、ユニバーサルサービス制度の改定が前提となること ・設備競争が行われている超高速ブロードバンド整備済エリアと比較して、規制、オープン化について同等以上の義務を負わせること ■公正な設備競争を担保するため、特定の事業者に対する助成・補填を行う場合でも透明性の確保が必要。助成・補填の対象エリアを明確化した上で会計分離を実現すべき。	ド室くじ、エコポイントの寄附制度を創設することも考えられる。
利用率「30%→100%」	■ブロードバンドサービスの普及にはサービスの充実や使い易い端末・料金が必要。 ■例えば、電子政府、教育、医療等の分野における省庁横断的な取組みやユーザのネット利用に対するインセンティブ付与等。	■全国民が必要、利便性を自ら実感できる仕組み作りが必要。 ■政府の重点取組み分野（電子政府、医療、教育等）における公的機関でのサービスを先導役としつつ、民間の創意工夫による新たな価値（サービス）を提供することによりICT利活用を推進することが重要。 ■その際、民間の事業者間競争の更なる活性化のためには以下の課題解決が必要。 ・設備競争とサービス競争の更なる推進 ・ボトルネック設備に起因する公正競争上の問題 ・NTTグループの市場支配力及び反競争的行為の抑止	■「光の道」を整備し光利用率100%を達成するためには、①計画的・効率的な光整備の推進と、②競争による利用者料金の低廉化等が必要。 ■①については、NTT東西を構造分離して「アクセス回線会社」を設立し、「光の道」の整備主体とすることで、計画的・効率的な整備を推進。 ■②については、アクセス回線会社が全ての事業者に対して公平にアクセス回線を提供することで、事業者間競争を活性化し、料金の低廉化等を実現すべき。 ■電子教科書により全国民の教育格差解消。NHKの豊富な映像資産を活用。	■インフラ整備に加えて、NTT独占から競争による光ファイバの利用を開拓。 ■FTTHは、現状は設備競争のみとなっているため、サービス競争の活性化が必須で、そのためには、NTTの構造分離による競争中立的なインフラ会社の設立、サービス競争が進展しているADSLと同等のアンバンドルメニューの実現など、メタルから光に向けて競争の道筋を作ることが最重要。 ■利活用推進には、固定だけでなく高速モバイルの推進も含めて取り組む必要があり、そのための政策も目標として掲げるべき。	■インフラ構築をベースとした事業者間競争を通じて、料金低廉化や利用者にとって魅力的で多様なサービスの創出・提供を図っていくことが基本。 ■事業者間競争だけで利用率100%を実現することは困難と考えるので、政府主導のもと、まずは行政機関内のIT化を図り、それをベースとした行政手続の完全電子化、教育や医療分野におけるICT利活用促進等を併せて推進していくことが肝要。	■NTTと設備競争事業者との公正競争を維持する観点から、下記を実施すべき。 ・第一種指定電気通信設備規制や放送参入規制などのドミナント規制は、上位レイヤーを含めた独占・レバレッジの弊害を回避するために堅持すること ・現状の活用業務認可制度は、実質的に形骸化しており、有効性のある制度に見直すこと ・利用率向上のためには、アクセスネットワークの高度化や低廉化のみならず、アプリケーションの多様化・高度化が必須であり、国をあげて実現方法を検討すること	■利活用を促進する環境の構築が必要であり、新たなコンテンツ／アプリケーションが多く生まれてくる仕掛け作りが必要。 ■共通のアクセス網を同一の条件で利用でき、様々なプラットフォームが利用できるオープンな構造を造り上げるべき。
ユニバーサルサービス	■何をユニバーサルサービスとするか、その際提供する技術、提供主体、インフラ整	■音声サービスに加え、「あまねく利用され、国民生活に不可欠」なことを前提にプロ	■ユニバーサルサービスの対象を電子カルテ・電子教科書等のより高度なサービスを			■ブロードバンドサービスと0AB～J電話（IP電話を含む）を想定。	

	<p>備やサービス提供主体へのインセンティブ(公的負担)について、国民的コンセンサスの形成が必要。</p> <p>■ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスと位置づける場合には、電子政府／教育等のICT利活用が進んでいることと、ブロードバンドの整備が全国的に完了し、維持運営・設備更改に伴う公的負担の枠組みについて国民的コンセンサスの形成が必要。</p> <p>■具体的には、</p> <p>①超高速ブロードバンドについては、定義を行うとともに、離島、限界集落、都市部のマンション等を含めて全国整備が完了することが必要。</p> <p>②現在の固定電話の全国普及を前提としたNTT東西の適格事業者認定と基金制度の廃止と、ブロードバンドインフラの整備・サービス提供に関する新たな適格事業者認定・公的資金制度の創設といった制度の全面改定が必要。</p> <p>③不採算地域については、自治体単位で技術や適格事業者を決定することが現実的。</p> <p>④基金の規模が、年間約190億円と米国の約8,000億円と比べると小さく、ブロードバンドの整備・運営等を推進する財源として不十分。</p>	<p>ードバンドをユニバーサルサービスとすべき。</p> <p>■国民にとって過度な負担とならないよう運用を監視できる仕組み作りが必要。</p> <p>■補てん地域と競争地域間の会計分離等により透明性を確保することが必要。</p> <p>▲ユニバーサルサービスはインフラ整備ではなく、サービスの提供の問題。アクセス会社は、アクセス部分を持つだけなので、ユニバーサルサービスの提供事業者が、NTT東西であってもその他の事業者であっても構わない。</p>	<p>含めたものに拡充すべき。</p> <p>■「光の道」の時代には、拡充されたユニバーサルサービスが国民に広くあまねく、現状と同程度の料金で提供されることを保障すべき。</p>				
<p>メタルから光へのマイグレーション</p>	<p>■ユーザ数が少なくなった段階で計画的に移行することが最も経済的合理性に適うものであり、需要を喚起して光</p>		<p>■光引込と同時にメタル撤去。</p>	<p>■安価なADSLは、依然としてユーザニーズが高く、当面継続が必要。</p> <p>■ADSLに関するドライカッ</p>			<p>■既存のメタル回線は将来的には撤去すべきだが、電話しか利用しないユーザが光化により料金が上がること</p>

	<p>の普及を進める予定。様々な課題があり、現時点では早期に実施することは困難。</p> <p>■固定電話サービスの設備については交換機の寿命が概ね10年後から順次到来、メタルアクセスは交換機より長期の使用可。今秋、概括的展望を公表予定。</p>			<p>パ接続料は上昇基調にあり、大きな課題。接続料の現行水準の維持を強く要請。</p>			<p>のないよう配慮が必要。</p>
<p>NTTの経営形態の在り方</p>	<p>■機能分離や構造分離は時間とコストがかかることから、ブロードバンドの普及を阻害するものであり、取るべき選択肢ではない。</p> <p>■設備は世界で最も開放しており、これ以上の開放はイノベーションや投資インセンティブを奪うものであり、競争環境を激変させることから実施すべきでない。</p> <p>■電話の時代と異なりNTTだけができない状況を見直して「原則自由」とし、事前規制から事後規制へと政策見直しを行うべき。</p>	<p>■あらゆるビジネスモデルでの競争が必要であり、ボトルネック設備による公正競争上の問題と総合的な事業能力等によるNTTグループの市場支配力の問題がある。</p> <p>■ボトルネック設備の問題について、NTT東西のアクセス部門の完全資本分離が有効であり、分離後のアクセス会社に設備開放義務を負わせるとともに公正競争を監視する機能も必要。</p> <p>▲アクセス会社の資本構成についてはNTT持株から外すべき。</p> <p>▲アクセス会社のインセンティブに関して、会社として独立すればいかに利益をあげるということを考えるのが当然であり、客の数を増やす、コストを下げるという当然の行動を取る。コストを下げるのは、アクセス会社が分社されてはじめて行われ得るもの。</p> <p>■我が国の電気通信事業法は、設備に着目して競争ルールを規定しているが、諸外国のように必ずしも設備とリンクせず総合的な市場支配力に基づいてドミナント事業者を</p>	<p>■計画的・効率的な光の整備の推進を図る観点から、NTT東西を構造分離して「アクセス回線会社」を設立すべき。</p> <p>■より一層公正な競争環境を整備するために、アクセス網の構造分離及びNTTグループの資本分離が必要。</p> <p>■アクセス回線会社による整備で、国民生活が豊かになり、国家の税收増、雇用も増加、国際競争力も向上、株主価値も向上。</p> <p>■アクセス回線会社は、メタル保守費3,900億円／年減少、光工事費減少、光営業費減少により黒字経営。</p> <p>■構造分離は、経験豊富な人材の活躍、収益性の向上などNTTにもメリット。</p> <p>■アクセス網分離後のNTT東西については、指定電気通信設備制度の見直し結果を踏まえ、対処を判断すべき。加えて独占禁止法等による適正な運用監視が必要。</p>	<p>■メリットの多い完全別会社型の構造分離を選択すべき。</p> <p>▲資本分割で、日経新聞にはNTTの株主は反発するのではないかとされていたが、逆に嬉しいのではないか。</p> <p>■構造分離でもFTTHにおけるNTTの優位性は変わらず、NTTのグループドミナンスに対する規制の再構築が必要。</p>	<p>■独立したアクセス会社を設け、独占的にインフラの整備を行うことは、「光の道」の整備と引換えに、様々な影(コスト負担の歪み、地域の衰退、インフラの脆弱化)を生みかねないため、実施すべきではない。</p> <p>■NTTグループについて、そのドミナント性を根拠とした非対称規制を通じて公正競争環境を確保していくことが今後更に必要。</p> <p>■NTT東西による県域等子会社を活用した規制逃れの事業展開や活用業務によるなし崩しの事業拡大等の歪みを早期に是正することが必要。</p> <p>■今後の規制の在り方としては、アクセス網の分離如何にかかわらず、市場シェアや市場支配力を根拠とする規制を検討することが必要。</p>	<p>■全国エリアベースでNTTの構造分離や機能分離を進めることは、国の助成・補填等がある場合、公正な設備競争を否定することになる。</p> <p>■独占傾向を加速化させ、地域の衰弱を招くおそれがあるため、以下の課題に留意が必要。</p> <p>・公正な設備競争の必要性についてもっと議論すべきはないか？</p> <p>・NTTのアクセス網分離は、本当にサービス競争を促進させるのか？</p> <p>・NTTの上位レイヤーの機能統合に発展し、独占が拡大する恐れはないか？</p> <p>■アクセス網分離後の上位レイヤーのNTTについても、ドミナントによる弊害を回避するため、引き続き何らかのドミナント規制を課すべき。</p>	<p>■NTT東西のアクセスインフラは機能的あるいは構造的に独立した組織で提供、整備、管理することが望ましい。あわせて電力系事業者、CATV事業者等の扱いを考慮が必要。</p> <p>■分離されるリソースは最適化された内容とし、独立した監視組織が必要。第1種指定電気通信設備の範囲の見直しを行うとともに、接続と接続料の在り方は根本からの再検討が必要。</p> <p>■アクセス会社をNTT東西から機能分離又は構造分離した場合、NTT東西のアクセス網以外の電気通信設備は、現行制度のままでは規制の対象から除外されるが、SMP事業者に対する新たなサービス規制の導入を検討すべき。</p>

		<p>規制し得る競争ルールが用意されていないことが根本的な問題。総合的な市場支配力の問題について、市場支配力(SMP)に対する規制により競争を促進すべき。</p> <p>■アクセス分離だけで公正競争が担保されるわけではない。反競争的行為を抑止するための仕組みとして総合的な市場支配力に基づく競争ルールの整備を行うか、持株会社の廃止により市場支配力そのものをなくす措置が必要。</p>					
8分岐問題	<p>■8分岐(OSU共用)は、実施する考えなし。他事業者の公表している実験内容は予め設定した最低保証帯域以下のトラヒックであればヘビーユーザの影響を受けないことなどを確認したものであり、サービス面、品質面等の問題が解決されていない。</p>	<p>■全てのエリアで設備競争を行うにはある程度の時間が必要であり、利用者の多様な選択肢確保が不可能な地域では、8分岐によるサービス競争地域の拡大も検討に値する。設備競争を行う地域とサービス競争を行う地域を分け、双方をバランスよく拡大させていくことが必要。</p>	<p>■アクセス網の構造分離をした上で、メタルと同様の競争環境をFTTH市場で実現するためには、全ての事業者に公平な分岐端末回線単位の貸出を実現することが必要。</p>	<p>■シェアドアクセスではNCCが実現できない利用率を前提として利用者料金を設定しており、プライススキーズの可能性。メタル回線と同等水準まで接続料を低廉化すべき。</p>	<p>■多大なリスクを負って設備投資を行う事業者に対し、設備投資リスクや解約リスクがない借りる事業者の方が圧倒的に優位な立場にあるので、8分岐分まとめた貸出しを問題視する必要はなく、その格差を拡大する1分岐単位での貸出しは実施すべきではない。</p>		
その他	<p>■放送政策とブロードバンド政策の関係について議論が必要。</p> <p>■情報の適正利用に関して、他事業者情報の取扱について今後同様の事態が生じないよう既に取り組んでおり、今後第三者機関によるチェックを追加実施。</p>	<p>■線路敷設基盤の利用に課題があり、開放徹底・ルール強化で競争促進が必要。</p>	<p>▲メタル電話から光電話に付け替えるアダプタは1台数千円だが、大量に作れば1,000円。</p>	<p>■成長戦略を牽引する高速モバイルに向けて、競争中立的な周波数割当てが必要。</p>	<p>■日本の将来のインフラ像を決定づける議論であり、拙速かつ不公正な形で結論づけることなく、まず具体的な方策案を広く示すべき。さらにその具体的な方策案について十分な国民的コンセンサスの醸成を図るべき。</p> <p>■引き続き投資インセンティブを確保し、サービス競争と設備競争の両方を促進していくことが必要。</p>		<p>■目指すべき目標は、公正競争環境下でのサービスの多様化とワンコンテンツ／ワンアプリケーション・マルチユースの実現。</p> <p>■宅内プラットフォームに関するルールが必要。</p>